



平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会社名 鈴木金属工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 升 光 法 行  
(コード番号 5657 東証第二部)  
問合せ先 総 務 部 長 山 本 裕  
(TEL. 047-476-3111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 111 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 株券の種類

決済合理化法が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款の第 9 条の株券の種類に関する規定を削除するものであります。

##### (2) 取締役の責任免除

社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 32 条第 2 項社外取締役の責任限定契約に関する規定を新設するとともに、第 1 項の文言を修正するものであります。なお、この規定の新設・修正に関しましては、各監査役の同意を得ております。

##### (3) 上記の他、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の種類)</p> <p><u>第9条</u> 当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第10条～第31条 (条文記載省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、取締役の責任につき、法令の定めるところに従い<u>取締役会の決議をもって、これを免除することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第33条～第50条 (条文記載省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第9条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、法令の定めるところにより、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>  <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。</u></p> <p>第32条～第49条 (現行どおり)</p>

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 24 年 6 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 24 年 6 月 27 日 (予定)

以上